

豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金
(水素ステーション向け) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則に定めるもののほか、水素ステーションにおける水素燃料供給に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、水素ステーションにおける燃料電池自動車への水素燃料の供給（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、水素利用の拡大及び燃料電池自動車の普及と脱炭素社会の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (2)「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式及び水素集中製造設備を含む。
- (3)「低炭素水素」とは、中部圏低炭素水素認証制度にて定義された低炭素水素をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊田市内に設置され、市販の燃料電池自動車に供給可能な水素ステーションの運用を行っていること。
- (2) 水素を供給していること。
- (3) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）における既存燃料価格を踏まえた変動運営費支援の補助金を交付されていないこと。
- (4) 商用目的とした水素ステーションを市内で運用していること。
- (5) 豊田市税を滞納していないこと。

- (6) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- (7) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）又は使用人その他の従業員、構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる者でないこと。
- (8) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (9) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (10) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (11) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (12) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (13) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- (14) 前各号に掲げる者の他市長が不適当と認める者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の補助対象経費は、水素燃料及び低炭素水素燃料を他の燃料と同等の価格で供給するために、4月1日から翌年3月31日までの期間に販売価格から控除した費用とする。

（補助金の額及び補助上限額）

第6条 水素1 kg あたり714円に水素ステーションが運用する燃料電池自

動車に供給した水素重量（kg）を乗じて得た額とする。また、市内で製造した低炭素水素を市内水素ステーションで供給している場合は、低炭素水素 1 kg あたり 3 6 2 円に低炭素水素重量（kg）を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、国、県その他団体が実施する他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。

- 2 補助対象の水素重量の上限は 3 0 t とする。
- 3 この補助金の額の算定に当たって、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 7 条 この補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表に定める書類（以下「申請書類」という。）を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 8 条 市長は、前条の規定により申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、予算の範囲内で補助金の交付の可否及びその額を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）又は不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の指定決定には、以下の条件が付されるものとする。
 - （1）燃料電池自動車の普及促進に関する市の施策に協力するよう努めること。
 - （2）税抜き水素販売価格から 1 kg あたり 7 1 4 円を控除して供給すること。また、低炭素水素の場合は、更に 1 kg あたり 3 6 2 円を控除して供給すること。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を確認することができる。

（申請の変更）

第 9 条 申請者は、事業内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第 4 号）と合わせて、変更があった書類、その他市長が必要と認めるものを添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業内容の変更が、補助金交付対象事業者指定に影響が及ばない軽微なものにあつては、事業計画軽微変更届出書（様式第 5 号）の届出によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は却下を決定し、事業計画変更承認決定通知書（様式第6号）又は事業計画変更不承認決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付申請をするまでの間に、当該指定に係る内容を廃止しようとするときは、補助金交付申請取下げ書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は翌年度4月10日までに補助金実績報告書（様式第9号）に水素供給量又は低炭素水素供給量が分かる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の補助金実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容、変更があった場合は第9条の申請内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた申請者は、補助金請求書（様式第10号）により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し等）

第15条 市長は、この補助金の交付をした場合において、この補助金の交付を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

（1）申請の取下げがあった場合

（2）本要綱に違反した場合

- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（様式第 1 1 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 1 6 条 前条第 1 項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して 3 0 日以内に補助金を返還しなければならない。
- 2 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和 3 9 年条例第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（調査）

- 第 1 7 条 市長は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。
- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

（個人情報に関する事項）

- 第 1 8 条 市長が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。
- 2 市長は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む。）及び県に提供することができる。

（委任）

- 第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付の申請がなされた補助金については、同日後も、なお効力を有する。

別表（第7条関係）

	提出する書類
1	法人の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（ただし、個人事業主及び地方公共団体の場合は除く。）
2	個人事業主の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の住民票
3	個人事業主の場合は申請者の前年度所得税の確定申告書
4	国補助等を受けている場合は決定通知書等金額が確認できる書類
5	水素販売予定単価が確認できる書類
6	その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住所
名前

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金交付申請書

豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

① 補助事業名	
② 補助金交付申請額	円
③ 提供する水素重量	kg
④ ③の内提供する低炭素水素重量	kg

【誓約・同意事項】

- ☐ 申請者は、交付要綱第 4 条に定める事業者該当することを誓約します。
- ☐ 本申請の事務に必要な内容に関し、市税の収納状況を確認することに同意します。
- ☐ 豊田市税を滞納していないことを誓約します。

【添付資料】

- ☐ 法人の場合は申請日の前 3 か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（ただし、個人事業主及び地方公共団体の場合は除く。）
- ☐ 個人事業主の場合は申請日の前 3 か月以内に発行された申請者の住民票
- ☐ 個人事業主の場合は申請者の前年度所得税の確定申告書
- ☐ 国補助等を受けている場合は決定通知書等金額が確認できる書類
- ☐ 水素販売予定単価が確認できる書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

交付決定番号	
補助金額	金 円

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、同補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり不交付が決定したので、通知します。

記

受付番号	
理由	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住所
氏名

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、豊田市補助金等交付規則第 8 条の規定により、申請します。

記

1 変更項目

変更項目	旧	新

2 変更理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住所
氏名

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金事業計画軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、同補助金交付要綱第 9 条の規定により、届出ます。

記

1 変更項目

変更項目	旧	新

2 変更理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金
事業計画変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、同補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり変更を承認することに決定しましたので、通知します。

記

指定決定番号	
変更内容	

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金
事業計画変更不承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、同補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり不承認としましたので、通知します。

記

受付番号	
理由	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住所
氏名

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金
交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、交付申請を取り下げたいので、同補助金交付要綱第10条の規定により、提出します。

記

1 取り下げの理由

2 取り下げの内容

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

〒
住所
申請者 氏名

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金実績報告書

●●年●月●日付第*****号による交付決定に係る事業の実績について、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告し、請求します。

記

1、実績方向

① 提供した水素重量	kg
② ①の内提供した低炭素水素重量	kg
請求額	円

2、添付書類

水素供給量または低炭素水素供給量が分かる書類

以上

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付で完了実績報告のあった令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費値差支援補助金について、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額

円
- 2 確定金額

円

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

交 付 請 求 書				年度	決定区分	A B C D E F G						
豊 田 市 長 様				合 計	枚	円	伝票番号		—		—	
(未 来 都 市 推 進 課 扱)				年 月 日		課コード						
金 額						請求番号						
				円		下記口座へ振込ください。						
事業名						金融機関名（支店名まで記入してください）						
豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差 支援補助金						口座番号						
						普・当 No.						
上記のとおり請求します。						口座名(名義人) ※フリガナをつけてください						
郵便番号 (電話)												
住 所 :												
氏 名 :												
(法人にあつては法人名および代表者肩書・氏名)												
連絡事項				A B C D		検収者		(印)				
連絡先						担当者						

太枠内のみ記入してください。

(提出用)

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

様

豊田市長

令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した令和●●年度豊田市カーボンニュートラル水素燃料費差支援補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、同補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

1 交付決定取消額 円

2 取消の理由